

# 消防団協力事業所を知っていますか

— 協力事業所になると 県税の特例 を受けられます —

市では、牧之原市消防団に積極的に協力している事業所またはその他の団体に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付しています。消防団協力事業所になると、事業税の軽減措置を受けられるなどのメリットがあります。消防団員の活動についてご理解いただき、地域の安全確保につながるため、ぜひご協力をお願いします。

問い合わせ 防災課 桑原健輔 ☎ (23) 0057

## ■牧之原市消防団協力事業所一覧

事業所名	所在地
株式会社加藤組	静波1637番地
有限会社榛原クリーンサービス	細江1224番地 1
株式会社木村組	細江1563番地
株式会社松浦組	細江3212番地 1
有限会社大石建材	坂部2919番地 1
水野建設工業株式会社	東萩間2918番地 2
山本電機株式会社	勝間684番地 3
有限会社木下組	勝田1258番地
相良建設株式会社	大江33番地 2
大石電設株式会社	地頭方148番地 1
本目商事株式会社	地頭方935番地 9
共和建設株式会社	地頭方2194番地 8
株式会社鈴木土建	堀野新田161番地
株式会社明建	女神21番地 2
有限会社Y K 電気	大寄201番地 1
株式会社望月塗工	御前崎市白羽5713番地11
東遠ガス溶材株式会社	吉田町片岡2206番地の 1

## 消防団協力事業所になるには

- 次の要件を1つ以上満たすことで、協力事業所になれます。
- ▼従業員が消防団員として、1人以上入団している。
  - ▼従業員の消防団活動を理解し、その活動に配慮している。
  - ▼災害時などに、事業所の資機材を消防団に提供するなど、協力をしている。
  - ▼事業所内に独自の消火部隊などを設置している。
- \*申請時に、消防関係法令遵守状況について、消防署の立入検査があります（2年ごとに更新が必要）。

## 消防団協力事業所にインタビュー

— 以前から、消防団との関わりはありましたか？

私自身、24歳から9年間、萩間地区の消防団に入っていました。消防車に乗ったりポンプを操作したりすることは、普段の生活ではまず無いので、地元の同級生たちと一緒に入って楽しく活動しました。

今は、会社の従業員が1人消防団で活動しています。

— 消防団協力事業所制度は知っていましたか？

初めは全然知りませんでしたが、消防団に入っている従業員から聞いて、制度を知りました。

— なぜ消防団協力事業所になるうと思ったのですか？

私も以前は消防団に入っていたこともあり、消防団員を抱える事業所として、地元にも少しも貢献できればと思います。事業税の控除が受けられることを後から知り、とてもありがたく

思っています。協力事業所として、消防団へどのような協力をしていますか？

団員には「仕事中であっても火災が起こればすぐに駆けつけてい」という話はしています。また、団員が市外の現場に出ているときには、私から電話をして火災の発生を伝えることもあります。

— 消防団協力事業所になって感じたメリットはありますか？

やはり、事業税の控除が受けられることは非常に大きい

です。初めは、火災時に従業員を派遣したり、事業所にある資機材を提供して地域の消防団活動に協力したりすることで、地域貢献になればと思っています。しかし、事業税の控除のことで、良い制度なのでもっと活用されればいいのにと感じました。

ただ、私も知らなかったように、この制度自体の認知度がまだまだ低いように思います。さまざまな事業所にもっと活用してもらって、地域の安全につながればいいと思います。



有限会社Y K 電気 代表取締役 横山 文宏 さん



有限会社Y K 電気  
 [事業内容] 電気工事業  
 [従業員数] 9人(消防団員1人)  
 [代表] 横山文宏  
 [所在地] 牧之原市大寄201番地1

## 消防団協力事業所になると

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（消防団応援条例）」により、消防団活動に協力する事業所は、事業税の軽減措置が受けられます。

### 〔控除内容〕

各事業年度の事業税の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度）

### 〔対象〕

次の要件を満たす、知事の認定を受けた法人（資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人または出資金の額が1億円を超える特別法人に限る）または個人

- (1) 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること。
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上（出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人以上）いること。
- (3) 消防団活動に配慮した規程（就業規則など）を整備していること。

\*出資金が1億円を超える特別法人は、地方税法に規定する特別法人であつて、平成28年4月1日以後に事業年度を開始する事業税から対象になります。



消防団協力事業所表示証